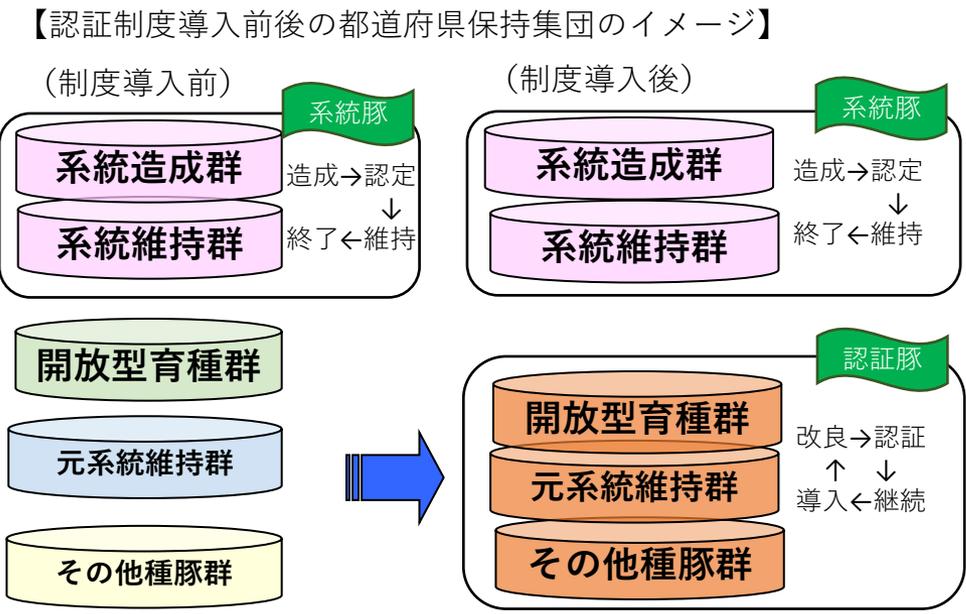


- 【現状と課題】**
- ・ 系統造成の現状は予算規模の縮小や施設の老朽化等により新規系統造成や系統の維持が減少傾向。また、時代の流れや農家のニーズも多様化
 - ・ そのため、外部導入・規模縮小により系統維持を中止する機関、規模の小さい集団を維持する機関が出現
 - ・ 円安や世界的な気候変動、情勢不安また豚熱等の疾病問題により国内外の遺伝資源の減少と国内の改良基盤の縮小により、国内純粋種豚改良の停滞を懸念

【目的】 これらの群を有効活用しながら、系統造成とは別に継続的かつ柔軟に運用できる新たな認証基準を設け、各都道府県を中心とした種豚改良を活性化し、全国的な改良体制の推進に繋げる



認証制度は系統造成と異なり、認証後も終わりなく改良を継続していくところがポイント

【系統造成と新たな認証との違い】

	系統造成	新たな認証
外部導入	不可能	一定割合で認証継続可能
集団の大きさ	最低 雄5雌30	最低 雄4雌16
血縁の制限	群内すべての個体間に基礎世代豚以後の血縁あり	導入世代以降の母豚同士の血縁が繋がるよう配慮
改良に関する基準	総合育種価の標準化した選抜差の累積が1以上	・ 総合育種価の標準化した選抜差の累積が1以上 ・ 基礎集団より1遺伝標準偏差の改良
改良方法	1世代全更新	世代の重複可
改良目標達成後	維持集団として原則改良は行わず群の特性を保持しながら維持	・ 認証後も継続的な改良、委員会等への報告が必須 ・ 改良中も維持系統や認証群の特性を損なわない条件で名称を継承しながら配布可能

【取り組みの流れ】

※認証豚または認証候補豚や精液などの遺伝資源は求めに応じ、都道府県内外を問わず配布に努める

1.実施計画提出

・事務局（養豚協会）へ実施計画を提出

2.計画の審査

・登録審議会で審査を実施

<計画承認>

3.認定基準に沿った改良

・改良基準を達成するまで改良を実施
 ・毎年新育種会議や登録審議会へ改良実施状況を報告
 ・過去系統認定や認証を受けた群は名称を継承して改良中も配布可能

↑
 ・基準以上の数の導入
 大きな改良方向の変化

・審査で不承認の場合は、計画を修正し再提出

4.認証申請及び認証後の改良計画の提出

<認証> ・登録審議会による認証審査

5.認証後の改良を継続

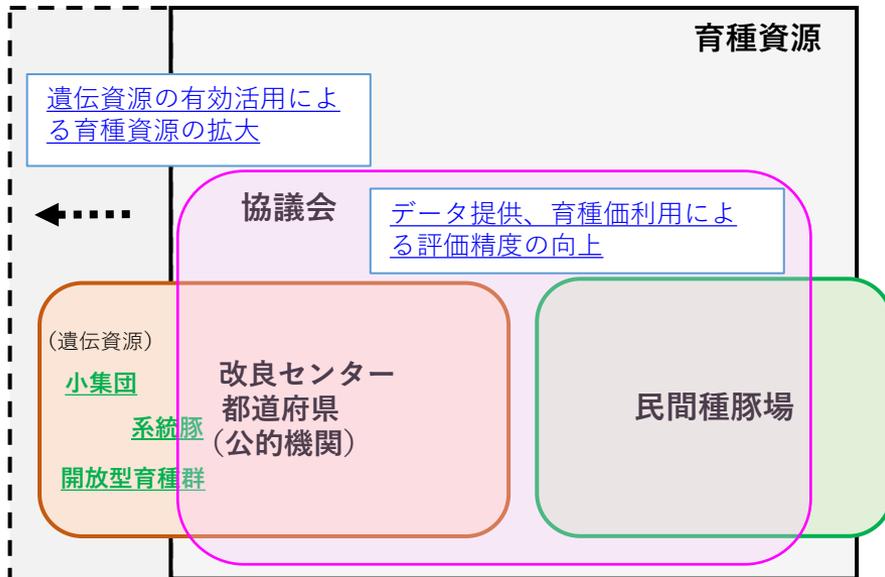
・継続的なデータ取得！
 ・毎年新育種会議や登録審議会へ改良実施状況報告！

・過去系統造成に取組みで認定基準や導入頭数の制限等を満たしていたら4.から実施

【懸念事項】

- ・世代更新のタイミングや血統構造が多様なため、育種価等の推定精度の問題や結果の利用方法が難しい
- ・認証後も継続的な改良が必要なため、データ収集等が長期化
- ・外部から素材を再導入する際、群内の血縁交流を図りながらどのように育種改良するか十分に検討が必要
- ・認証群でも体型や品質等表型的な差が出る可能性
- ・認証後も継続的な改良が必要なため、系統維持よりも育種に関する人材確保や取組み体制がより重要

【認証制度による国内改良基盤のイメージ】



【認証制度の国産純粋種豚改良協議会におけるメリット】

○協議会参加機関の拡充

改良の取組当初や外部導入直後など多様な状況で育種価を利用する際、安定的に評価できる協議会の育種価がより有用

協議会の育種価ランキングは、外部導入において有用

○育種価の推定精度向上

認証制度では継続的なデータ収集が必要なため、協議会データ拡充とそれに伴う育種価の推定精度向上が期待

○遺伝資源の保全

系統造成以外の純粋種集団が維持される体制が構築



国内改良基盤の強化、拡大